①警報及び警戒レベル3以上が解除され るまで**自宅待機**

② 始業時刻(8 時 15 分)の1時間前(7 時 15 分)までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、平常(8 時 15 分 予鈴)どおり登校

自宅にいる場合

- ③ 始業時刻の1時間前から正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始
- ④<u>正午を過ぎてから解除</u>された場合は、 休業
- ⑤午前中のみの土曜授業については、始 業時刻に警報及び警戒レベル3以上が 発令されている場合は、休業
- *②と③の場合において、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及びません。
- * 警報の発表および発表が予想される場合には、給食が提供できない場合があります。各家庭での保存食等の備えをお願いします。

学校にいる場合

- ◆状況に応じて以下 の**いずれかの対応や 複数の対応**をとること になります
- •『学校待機』
- ・危険箇所の確認後、 「集団下校」
- ・保護者への 「引き渡し」
- ◆児童が学校にいる場合は、「保護者向けメール」で、どのような措置をとるかをお知らせします。